

寝屋川市見守りネットワーク推進事業についてのQ&A

更新日：令和5年5月31日

項目	質問	回答
協定締結について	協定の締結を検討していますが、どのような流れになりますか	<p>高齢介護室にご連絡頂きますと、担当者より事業の説明をさせていただきます。説明後に協定締結を希望される場合は、協定書の締結についてのご案内をさせていただきます。</p> <p>※「概要」「通報時の流れ」「連携協定書」はホームページからダウンロードできます。</p>
発見時の通報先について	支援が必要かもしれない高齢者を発見しました。その方の住所が不明なのですが、どこの地域包括支援センターに連絡すれば良いですか	<p>連絡先の地域包括支援センターは、高齢者の居住地によって決まっています。（詳しくは、ホームページ内にある「町名別地域包括支援センター」を確認してください。）高齢者の住所が不明な場合は、発見時の住所地の管轄の地域包括支援センターに連絡してください。なお、連絡先の地域包括支援センターが不明な場合は、高齢介護室まで問い合わせてください。</p>
報告書について	支援が必要な高齢者を発見しました。緊急性が高く警察に対応依頼しました。警察や消防に依頼した場合も、報告書の提出が必要とのことですが、関係上、高齢者の氏名が不明な場合、どのように記載すれば良いですか	<p>通報を警察や消防に行った場合も、地域包括支援センターへの報告書の提出をお願いしております。氏名が不明な場合は、備考の欄に不明の理由を記載頂き、見守り対象者の欄は空白のまま構いません。なお、報告書の提出先は発見場所の住所地の管轄の地域包括支援センターまでお願いします。</p>
	報告書の届出者の欄ですが、押印は必要ですか。また、報告書を地域包括支援センターに提出する場合は、メール、郵送どちらでも構いませんか	<p>報告書の届出者の欄ですが、押印は不要です。また、報告書の提出については、原則メールでの報告をお願いします。協力事業者様の事情等でメールでの提出が難しい場合は、地域包括支援センターまで、郵送でお願いします。提出先の情報が不明な場合は、高齢介護室までお問い合わせください。</p> <p>※報告書はホームページからダウンロードできます。</p>
協定解除について	事情で見守りネットワーク推進事業の連携協定を解除したいのですが、どうしたらよいですか	<p>協定解除を希望される場合は、解除通知書を高齢介護室に郵送してください。通知書を受領後、双方による協定解除合意書の締結が必要となります。</p> <p>※解除通知書及び解除合意書はホームページからダウンロードできます。</p>